

那覇市公報

号外第 6 5 9 号

毎月 2 回 1, 15 日発行
発 行 所
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市住民基本台帳カード利用条例（市民課）	635
○那覇市波の上ビーチ広場条例（公園管理室）	637
○那覇市老人福祉センター条例（ちゃーがんじゅう課）	643
○那覇市児童館及び児童遊園条例（こども課）	648
○那覇市共同利用施設条例（市民活動課）	653
○那覇市障害者福祉センター条例（障害福祉課）	658
○那覇市老人憩の家条例（ちゃーがんじゅう課）	663
○那覇市伝統工芸館条例（商工振興課）	668
○那覇市総合福祉センター条例（福祉政策課）	675
○那覇市首里 ^{かなぐしくむらやー} 金城村屋条例（都市計画課）	683
○那覇市安謝福祉複合施設条例（ちゃーがんじゅう課）	687
○那覇市シルバーワークプラザ条例（ちゃーがんじゅう課）	696
○那覇市立森の家みんな条例（生涯学習課）	700
○那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（健康推進課）	707
○那覇市母子生活支援センター条例（こども課）	711
○那覇市 I T 創造館条例（商工振興課）	717
○那覇市体育施設条例（市民スポーツ課）	726
○那覇市手数料条例の一部を改正する条例（市民課）	740
○那覇市公園条例の一部を改正する条例（公園管理室）	742

○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）	745
○那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	749
○那覇市印鑑条例の一部を改正する条例（市民課）	750
○那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（歴史資料室） ..	752
○那覇市船揚場施設条例の一部を改正する条例（労働農水課）	753

条 例

那覇市条例第37号

平成17年 9 月30日

那覇市住民基本台帳カード利用条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳カード利用条例

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の44第8項の規定に基づき、住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用目的、利用手続等について必要な事項を定めるものとする。

（利用目的）

第2条 住基カードを利用する目的は、本市の自動交付機又は証明書簡易申請機を利用して、住民票の写し、印鑑登録の証明その他規則で定める証明書の交付を受けるサービスを市民に提供することとする。

（利用手続）

第3条 住基カードを利用して前条のサービスを受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者の住基カードに当該申請に係るサービスの提供に必要な情報を記録するものとする。

（利用の停止）

第4条 住基カードを利用して第2条のサービスを受けている者が、当該サービスの全部又は一部を停止しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

那覇市条例第38号

平成17年 9 月30日

那覇市波の上ビーチ広場条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市波の上ビーチ広場条例

(設置等)

第1条 波の上ビーチの利用と相まって市民の健康及び福祉の増進並びに地域の活性化に資するため、那覇市波の上ビーチ広場（以下「ビーチ広場」という。）を設置する。

2 この条例に定めるもののほか、ビーチ広場の管理については、那覇市公園条例（1970年那覇市条例第6号。以下「公園条例」という。）に定めるところによる。

(位置)

第2条 ビーチ広場の位置は、那覇市若狭1丁目25番とする。

(施設の構成)

第3条 ビーチ広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 上広場
- (2) 中広場
- (3) 芝生広場
- (4) シャワー室

(利用期間等)

第4条 シャワー室の利用期間及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれらを変更することができる。

- (1) 利用期間 一の年の4月の第1日曜日に当たる日から10月31日まで
- (2) 利用時間 9時から19時まで（ただし、7月1日から8月31日までの間は、9時から20時まで）

(行為の禁止)

第5条 ビーチ広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) ビーチ広場を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) たき火をし、又は火気を持ち遊びその他危険な遊戯をすること。
- (9) ビーチ広場をその用途外に使用すること。
- (10) その他ビーチ広場の管理上支障があると認めること。

(準用)

第6条 公園条例第5条の規定は、ビーチ広場の利用を禁止し、又は制限する場合に準用する。この場合において、同条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(行為の許可)

第7条 ビーチ広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、その行為に係る指定管理者の許可（以下「行為の許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 公園条例第3条第1項各号に規定する行為
- (2) パーベキューのための火気の使用
- (3) その他指定管理者が必要と認める行為

2 行為の許可を受けようとする者は、行為の目的、期間、内容その他指定管理者の指示する事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 行為の許可を受けた者は、許可された事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を指定管理者に提出してその許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、第1項各号に掲げる行為が公衆のビーチ広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り行為の許可を与えることができる。

5 指定管理者は、行為の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可)

第8条 シャワー室を利用しようとする者は、その利用に係る指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

(利用料金等)

第9条 行為の許可及び利用許可を受けようとする者は、許可を受ける際に指定管

理者に対し、その行為又は利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 公園条例別表第1行為をする場合の項の規定は、行為の許可に係る利用料金について準用する。この場合において、同表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 利用許可に係る利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

施 設	金 額（1回につき）
シャワー室	200円

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の免除）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による市内の学校（幼稚園を含む。）又は保育所等が教育上又は保育上の目的で上広場、中広場及び芝生広場を利用する場合

(2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公益のために上広場、中広場及び芝生広場を利用する場合

(3) その他指定管理者が特に必要と認める場合

（許可の制限）

第11条 指定管理者は、公園条例第3条第4項各号のいずれかに該当するときは、ビーチ広場の利用を許可しない。

（監督処分）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対してこの条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはビーチ広場からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく処分に違反している者

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) ビーチ広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) ビーチ広場の保全又は公衆のビーチ広場の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) ビーチ広場の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、ビーチ広場の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、ビーチ広場の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がビーチ広場の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったビーチ広場の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、ビーチ広場の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、ビーチ広場の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 行為の許可及び利用許可に関する業務
- （2） ビーチ広場の維持管理に関する業務
- （3） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第20条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料を科することができる。

- （1） 第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- （2） 第7条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- （3） 第12条第1項又は第2項の規定による指定管理者の命令に違反した者

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の過料を科することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 那覇市波の上シャワー施設条例（平成3年那覇市条例第19号）は、廃止する。

那覇市条例第39号

平成17年 9 月30日

那覇市老人福祉センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人福祉センター条例

那覇市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和50年那覇市条例第18号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第5項の規定に基づき、老人福祉センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 老人福祉センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市末吉老人福祉センター	那覇市首里末吉町2丁目14番地
那覇市壺川老人福祉センター	那覇市壺川2丁目3番11号
那覇市小禄老人福祉センター	那覇市小禄5丁目4番地2
那覇市識名老人福祉センター	那覇市識名2丁目5番5号

（事業）

第3条 老人福祉センターは、次に掲げる事業を行う。

- （1）生活相談及び健康相談に関すること。
- （2）機能回復訓練の実施に関すること。
- （3）レクリエーションの実施に関すること。
- （4）老人クラブに対する援助等に関すること。
- （5）その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第4条 老人福祉センターの利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、第13条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 老人福祉センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （1）日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日（敬老の日を除く。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(4) 6月23日（慰霊の日）

（利用できる者）

第5条 老人福祉センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 本市に住所を有する60歳以上の者

(2) その他指定管理者が適当と認める者

（入館の制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) 伝染性の疾患があると認められる者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第7条 老人福祉センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人福祉センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第10条 利用者は、老人福祉センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、老人福祉センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、老人福祉センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が老人福祉センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った老人福祉センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、老人福祉センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、老人福祉センターの管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 利用許可に関する業務
- （2） 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （3） 老人福祉センターの維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第13条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第40号

平成17年 9 月30日

那覇市児童館及び児童遊園条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童館及び児童遊園条例

那覇市児童館及び児童遊園条例（昭和53年那覇市条例第12号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館及び児童遊園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 児童館及び児童遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

（1） 児童館

名 称	位 置
那覇市久場川児童館	那覇市首里久場川町2丁目18番地
那覇市若狭児童館	那覇市若狭3丁目18番1号
那覇市久茂地児童館	那覇市久茂地3丁目24番1号
那覇市壺屋児童館	那覇市壺屋1丁目5番13号
那覇市小禄児童館	那覇市小禄5丁目4番地2
那覇市識名児童館	那覇市識名2丁目5番5号
那覇市国場児童館	那覇市字国場353番地
那覇市大名児童館	那覇市首里大名町2丁目75番地
那覇市古波蔵児童館	那覇市古波蔵4丁目7番7号

（2） 児童遊園

名 称	位 置
那覇市石嶺記念児童遊園	那覇市首里石嶺町4丁目392番

2 次の表の左欄に掲げる名称の児童館の設置、管理等に関する事項は、同表の右欄に掲げる条例で定める。

名 称	条 例
那覇市金城児童館	那覇市総合福祉センター条例（平成17年那覇市条例第45号）

那覇市安謝児童館	那覇市安謝福祉複合施設条例（平成17年那覇市条例第47号）
----------	-------------------------------

（事業）

第3条 児童館及び児童遊園は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 児童の健全な遊び場の提供に関する事。
- （2） 児童の健康増進に関する事。
- （3） 児童の情操指導に関する事。
- （4） 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事。
- （5） その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第4条 児童館の利用時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長又は第13条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 児童館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （1） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条の国民の祝日（こどもの日を除く。）
- （2） 12月29日から翌年の1月3日までの日
- （3） 6月23日（慰霊の日）

（利用できる者）

第5条 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 児童福祉法第4条の児童
- （2） その他市長又は指定管理者が適当と認める者

（入館の制限等）

第6条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

- （1） 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- （2） 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- （3） 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第7条 児童館を専用して利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用許可の制限）

第8条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長又は指定管理者が不相当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第10条 利用者は、児童館を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、児童館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、児童館の管理を行わせるに最適な社会福祉法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- （1） 市民の平等な利用が確保できること。
- （2） 事業計画書の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

- （3） 事業計画書の内容に沿った児童館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、児童館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、児童館の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2） 利用許可に関する業務
- （3） 児童館の維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第13条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第41号

平成17年 9 月30日

那覇市共同利用施設条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市共同利用施設条例

那覇市共同利用施設条例（昭和53年那覇市条例第19号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 航空機の騒音その他の事由により学習等の活動が著しく阻害されている地域の住民（以下「地域住民」という。）について、その障害の緩和に資するため、地域住民が共同して利用する施設（以下「共同利用施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 共同利用施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市大嶺自治会館	那覇市宇栄原1丁目3番1号
那覇市田原自治会館	那覇市字田原88番地
那覇市安次嶺自治会館	那覇市字小禄839番地6
那覇市宮城自治会館	那覇市宮城1丁目9番10号
那覇市高良自治会館	那覇市高良1丁目7番1号
那覇市宇栄原自治会館	那覇市字宇栄原41番地1
那覇市当間自治会館	那覇市字小禄826番地8
那覇市真嘉比自治会館	那覇市字真嘉比41番地
那覇市小禄自治会館	那覇市小禄5丁目4番地6

（事業）

第3条 共同利用施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域づくりの活動の促進に関すること。
- (2) 趣味、教養等生きがいを高めるための活動の支援に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び開館日）

第4条 共同利用施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

- 2 共同利用施設は、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、休館することができる。

（利用できる者）

第5条 共同利用施設を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用しようとする共同利用施設が所在する自治会区域の地域住民
- (2) その他指定管理者が適当と認める団体及び個人

（入館の制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第7条 共同利用施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の免除）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合
(利用許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、共同利用施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他の不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第12条 利用者は、共同利用施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、共同利用施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第15条 市長は、第2条の表の左欄に掲げる共同利用施設ごとに、次に掲げるすべての要件を満たし、共同利用施設の管理を行わせるに最適な、それぞれ当該共同

利用施設周辺の地域住民で構成される団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 地域住民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が共同利用施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った共同利用施設の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、共同利用施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、共同利用施設の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 共同利用施設の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 8 条関係）

区 分	金 額（円）				
	午前	午後	昼間	夜間	全日
	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	9 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 22 時
ホール(舞 台を含む。)	4, 000	8, 000	11, 000	11, 000	22, 000
会議室 和 室 調理室	1, 000	1, 700	2, 300	2, 300	4, 300

那覇市条例第42号

平成17年 9 月30日

那覇市障害者福祉センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者福祉センター条例

那覇市障害者福祉センター条例(昭和58年那覇市条例第21号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 障害者の福祉の増進を図るため、那覇市障害者福祉センター（以下「障害者センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 障害者センターの位置は、那覇市古島2丁目14番地4とする。

(事業)

第3条 障害者センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第4条の2第7項の身体障害者デイサービス事業
- (2) 障害者に関する各種の相談事業
- (3) 障害者に対する機能訓練、社会との交流促進等の事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第4条 障害者センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第14条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 障害者センターの休館日は、那覇市の休日を定める条例（平成3年那覇市条例第33号）第1条に規定する本市の休日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用できる者)

第5条 障害者センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者
- (2) 障害者の関係団体
- (3) 障害者に対する奉仕活動をする者
- (4) その他市長が適当と認める者

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第7条 障害者センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 法第17条の5第5項に規定する居宅支給決定身体障害者が第3条第1号に掲げる事業を利用する場合は、当該身体障害者又はその扶養義務者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）として法第17条の4第2項第2号に規定する額を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、障害者センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第11条 利用者は、障害者センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第12条 利用者は、障害者センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第13条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第14条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、障害者センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が障害者センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った障害者センターの管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、障害者センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第15条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、障害者セン

ターの管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第16条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 利用許可に関する業務
- （2） 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- （3） 障害者センターの維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第14条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第43号

平成17年 9 月30日

那覇市老人憩の家条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市老人憩の家条例

那覇市老人憩の家条例（平成 3 年那覇市条例第31号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって老人の心身の健康の増進を図るため、老人憩の家を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 老人憩の家の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市辻老人憩の家	那覇市辻 2 丁目14番 1 号

2 次の表の左欄に掲げる名称の老人憩の家の設置、管理等に関する事項は、同表の右欄に掲げる条例で定める。

名 称	条 例
那覇市金城老人憩の家	那覇市総合福祉センター条例（平成17年那覇市条例第45号）
那覇市安謝老人憩の家	那覇市安謝福祉複合施設条例（平成17年那覇市条例第47号）

（事業）

第 3 条 老人憩の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教養講座、レクリエーション等の実施に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第 4 条 老人憩の家の利用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。ただし、第 13 条第 1 項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 老人憩の家の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条の休日（敬老の日を除く。）
- (3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

(4) 6月23日(慰霊の日)

(利用できる者)

第5条 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に住所を有する60歳以上の者
 - (2) その他指定管理者が適当と認める者
- (入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
 - (3) 伝染性の疾患があると認められる者
 - (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (利用許可)

第7条 老人憩の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人憩の家の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消

し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第10条 利用者は、老人憩の家を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、老人憩の家の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、老人憩の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が老人憩の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った老人憩の家の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、老人憩の家の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、老人憩の家

の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 利用許可に関する業務
- （2） 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （3） 老人憩の家の維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第13条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第44号

平成17年 9 月30日

那覇市伝統工芸館条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市伝統工芸館条例

那覇市伝統工芸館条例（平成5年那覇市条例第16号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市における伝統工芸産業の振興及び発展を図るとともに、市民文化の向上に資するため、那覇市伝統工芸館（以下「工芸館」という。）を設置する。

（位置）

第2条 工芸館の位置は、那覇市牧志3丁目2番10号とする。

（施設の構成）

第3条 工芸館は、次に掲げる施設をもって構成する。

- （1） 特別展示室
- （2） 体験工房
- （3） 販売場
- （4） 研修会議室
- （5） 駐車場

（事業）

第4条 工芸館は、次に掲げる事業を行う。

- （1） 伝統工芸品の展示及び販売
- （2） 伝統工芸の実演及び体験
- （3） 伝統工芸の後継者育成
- （4） 研修、会議及び展示のための施設の提供
- （5） その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第5条 工芸館の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 工芸館の休館日は、1月1日及び12月31日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（入館の制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第7条 工芸館（販売場を除く。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用料金)

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第2から別表第4まで（駐車場の利用料金にあつては、那覇市ぶんかテンプス館条例（平成16年那覇市条例第5号）別表第10）に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別展示室の利用料金の全部を免除することができる。

- (1) 本市内の小学校及び中学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者が、教育課程に基づき学習活動として観覧する場合

- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合
- (3) 知的障害者（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。）及びその引率者が観覧する場合
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が観覧する場合

（利用許可の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、工芸館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第12条 利用者は、工芸館を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第13条 利用者は、工芸館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、工芸館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- （1） 市民の平等な利用が確保できること。
 - （2） 事業計画書の内容が工芸館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - （3） 事業計画書の内容に沿った工芸館の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、工芸館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、工芸館の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （2） 利用許可に関する業務
- （3） 工芸館の維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（運営審議会）

第19条 市長の諮問に応じ、工芸館の運営に関する基本的事項を審議するため、那覇市伝統工芸館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 5 条関係）

施設名	利用時間
特別展示室及び体験工房	9:00～18:00
研修会議室	9:00～20:00
販売場	9:00～20:00
駐車場	8:00～24:00

別表第 2（第 8 条関係）

利用料金（観覧料）

区 分		1 人 1 回につき		
		大人	高校生	中学生以下
特別展示室観覧料	個人	300円	200円	100円
	団体(15人以上)	270円	180円	90円
企画展観覧料		2,000円		

備考

- 1 高校生及び中学生以下の者以外の者は、大人の欄を適用する。
- 2 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。

別表第 3 (第 8 条関係)

体験工房利用料金

体験工房 (1 回)	3,000円
------------	--------

別表第 4 (第 8 条関係)

研修会議室利用料金

区 分	金 額					
	9:00～ 12:00	13:00～ 17:00	17:00～ 20:00	9:00～ 17:00	13:00～ 20:00	9:00～ 20:00
展示品の即売等を行わない場合	3,320 円	5,310 円	3,980 円	7,300 円	7,860 円	9,550 円
展示品の即売等を行う場合	9,960 円	15,930 円	11,950 円	21,910 円	23,590 円	28,650 円

備考

- 1 入場料又は会費の徴収その他これらに類する行為がある場合は、展示品の即売等を行う場合の項の額を適用する。
- 2 利用時間を超過して12時から13時までの間を利用する場合の額は、13:00～17:00の欄の額の4分の1の額とする。

那覇市条例第45号

平成17年 9 月30日

那覇市総合福祉センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市総合福祉センター条例

那覇市総合福祉センター条例（平成7年那覇市条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の福祉の増進を図るため、那覇市総合福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの各施設の名称は次に掲げるとおりとし、その位置は那覇市金城3丁目5番地4とする。

- (1) 那覇市社会福祉センター
- (2) 那覇市母子福祉センター
- (3) 那覇市金城児童館
- (4) 那覇市金城老人憩の家
- (5) 那覇市金城老人デイサービスセンター
- (6) 那覇市在宅介護支援センターかなぐすく
- (7) 那覇市金城ボランティアセンター

（事業）

第3条 那覇市社会福祉センター（以下「社会福祉センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の福祉の向上のための各種相談に関すること。
- (2) 社会福祉団体のための事務所及びこれらの団体が行う会議、研修等のための場の提供に関すること。
- (3) その他福祉の向上に関すること。

2 那覇市母子福祉センター（以下「母子福祉センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 母子家庭の相談に関すること。
- (2) 母子家庭の生活指導に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

3 那覇市金城児童館（以下「児童館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童の健全な遊び場の提供に関する事。

(2) 児童の健康増進に関する事。

(3) 児童の情操指導に関する事。

(4) 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事。

(5) その他市長が必要と認める事業

4 那覇市金城老人憩の家(以下「老人憩の家」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 教養講座、レクリエーション等の実施に関する事。

(2) その他市長が必要と認める事業

5 那覇市金城老人デイサービスセンター(以下「老人デイサービスセンター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第11項の通所介護を行う事業の場を提供すること。

(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項第2号の規定により措置を受けた者を通わせ、入浴、食事の提供等の便宜を供与すること。

(3) その他市長が必要と認める事業

6 那覇市在宅介護支援センターかなぐすく(以下「在宅介護支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) 老人福祉法第6条の2の情報の提供、相談及び指導に関する事。

(2) 老人福祉法第20条の7の2の主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うこと。

(3) その他市長が必要と認める事業

7 那覇市金城ボランティアセンター(以下「ボランティアセンター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

(1) ボランティアの育成発展を図ること。

(2) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第4条 センターの利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があ

ると認めるときは、利用時間を変更することができる。

- 2 センターの休館日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（利用期間）

第5条 老人デイサービスセンターの利用期間（第3条第5項第1号に規定する事業の利用期間に限る。）は、第8条第1項の許可（以下「利用許可」という。）を受けた日から5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、更新することができる。

（利用できる者）

第6条 社会福祉センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に事務所を有する社会福祉団体
- (2) その他市長が適当と認める者

2 母子福祉センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第1項の児童をいう。）
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

3 児童館を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条の児童
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

4 老人憩の家を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に住所を有する60歳以上の者
- (2) その他指定管理者が適当と認める者

5 老人デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を行う事業を行うことができる社会福祉団体
- (2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定による便宜供与の措置を受けた者
- (3) その他市長が適当と認める者

6 在宅介護支援センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 老人福祉法第20条の7の2の主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者

(2) その他指定管理者が適当と認める者

(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 センターを利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用する者の選定)

第9条 老人デイサービスセンターを利用する者（第3条第5項第1号に規定する事業を利用する場合に限る。）の選定は、市長が行う。

(利用許可の制限)

第10条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他市長又は指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこれに基づく

規則に違反したとき。

- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他の不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第12条 利用者は、センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第13条 利用者は、センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 利用許可に関する業務
- （2） 第3条各項に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- （3） センターの維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1 （第 4 条関係）

施設名	利用時間
社会福祉センター	午前 8 時30分から午後 5 時まで
母子福祉センター 児童館 老人憩の家 老人デイサービスセンター	午前10時から午後 6 時まで
在宅介護支援センター	午前 9 時から午後 4 時まで
ボランティアセンター	午前10時から午後10時まで

別表第 2 (第 4 条関係)

施設名	休館日
社会福祉センター 母子福祉センター 在宅介護支援センター ボランティアセンター	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日(慰霊の日)
児童館	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条の休日 (こどもの日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日(慰霊の日)
老人憩の家	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第3条の休日 (敬老の日を除く。) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (4) 6月23日(慰霊の日)
老人デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

那覇市条例第46号

平成17年 9 月30日

那覇市^{かなぐしくむらや}首里金城村屋条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋条例

那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋条例（平成8年那覇市条例第7号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 首里金城地区の歴史文化の伝承と観光振興を図り、また地域住民のふれあいの場とするため、那覇市^{かなぐしくむらやー}首里金城村屋（以下「金城村屋」という。）を設置する。

（位置）

第2条 ^{かなぐしくむらやー}金城村屋の位置は、那覇市首里金城町2丁目7番地とする。

（利用時間及び開館日）

第3条 ^{かなぐしくむらやー}金城村屋の利用時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、第13条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 ^{かなぐしくむらやー}金城村屋は、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

（入館の制限等）

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第5条 ^{かなぐしくむらやー}金城村屋を専用して利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第6条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、そ

の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、1時間当たり1,000円の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。
- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の免除）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用許可の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、^{かなぐしくむらやー}金城村屋の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不相当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他の不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第10条 利用者は、^{かなぐしくむらやー}金城村屋を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第11条 利用者は、^{かなぐしくむらやー}金城村屋の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。
（原状回復の義務）

第12条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。
（指定管理者の指定）

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、^{かなぐしくむらやー}金城村屋の管理を行わせるに最適な^{かなぐしくむらやー}金城村屋周辺の地域住民で構成される団体を地方自治法（昭和22年法律第65号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
 - (2) 事業計画書の内容が^{かなぐしくむらやー}金城村屋の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
 - (3) 事業計画書の内容に沿った^{かなぐしくむらやー}金城村屋の管理を安定して行う能力を有すること。
- 2 前項の規定による指定は、^{かなぐしくむらやー}金城村屋の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。
- 3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、^{かなぐしくむらやー}金城村屋の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ^{かなぐしくむらやー}金城村屋の維持管理に関する業務
- (2) 利用許可に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第13条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第47号

平成17年 9 月30日

那覇市安謝福祉複合施設条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市安謝福祉複合施設条例

那覇市安謝福祉複合施設条例（平成 9 年那覇市条例第39号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 高齢者に対する施設福祉及び在宅福祉事業並びに児童に対する養育及び健全育成事業を一体的に、かつ、地域住民と協働して展開することにより、高齢者及び次代を担う児童の福祉の推進並びに世代間の交流及び地域住民の参加の促進を図り、もって地域住民が互いに支え合う内外に開かれた地域福祉社会の形成に資するため、那覇市安謝福祉複合施設（以下「複合施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 複合施設の各施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市安謝特別養護老人ホーム 那覇市安謝老人デイサービスセンター 那覇市安謝在宅介護支援センター 那覇市安謝保育所	那覇市安謝 2 丁目15番 2 号
那覇市安謝児童館 那覇市安謝老人憩の家	那覇市安謝 2 丁目15番 1 号

（事業）

第 3 条 那覇市安謝特別養護老人ホーム（以下「特別養護老人ホーム」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第123号）第 7 条第21項の介護福祉施設サービスを行うこと。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第 1 項第 2 号の規定により入所の措置を受けた者を入所させ、養護すること。
- (3) 介護保険法第 7 条第13項の短期入所生活介護を行うこと。
- (4) 老人福祉法第10条の 4 第 1 項第 3 号の規定により短期入所の措置を受けた者を養護すること。
- (5) 那覇市安謝市営住宅内の高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施された住宅（以下「シルバーハウジング」という。）に居住している高齢者に対し、

必要に応じ生活指導、相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時対応等を行う者（以下「生活援助員」という。）を派遣すること。

2 那覇市安謝老人デイサービスセンター（以下「老人デイサービスセンター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を行うこと。
- (2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定により措置を受けた者を通わせ、入浴、食事の提供等の便宜を供与すること。
- (3) その他市長が必要と認める事業

3 那覇市安謝在宅介護支援センター（以下「在宅介護支援センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 老人福祉法第6条の2の情報の提供、相談及び指導に関すること。
- (2) 老人福祉法第20条の7の2の主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他の援助を総合的に行うこと。
- (3) その他市長が必要と認める事業

4 那覇市安謝保育所（以下「保育所」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の規定により保育を行うこととされた者を保育すること。
- (2) 那覇市保育の実施等に関する条例（昭和62年那覇市条例第9号）第1条の特別保育事業等のうち市長が必要と認める事業

5 那覇市安謝児童館（以下「児童館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊び場の提供に関すること。
- (2) 児童の健康増進に関すること。
- (3) 児童の情操指導に関すること。
- (4) 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事業

6 那覇市安謝老人憩の家（以下「老人憩の家」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教養講座、レクリエーション等の実施に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事業

- 7 市長は、前各項に規定するもののほか、児童と高齢者が互いに触れ合う中から、豊かな思いやりと生きがいにつながる心をはぐくみ、地域団体、地域住民及び多くの市民が、積極的に参加することができる、優しさのあふれるまちづくり事業を展開するものとする。

（利用時間及び休館日等）

第4条 複合施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

- 2 複合施設の休館日及び休所日は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは開所し、又は休館し、若しくは休所することができる。

（利用できる者）

第5条 特別養護老人ホームを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険法第7条第21項の介護老人福祉施設に入所することとなった者及び老人福祉法第11条第1項第2号の規定により入所の措置を受けた者
- (2) 介護保険法第7条第13項の老人短期入所施設に入所することとなった者及び老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定により短期入所の措置を受けた者
- (3) シルバーハウジングに居住し生活援助員の派遣を受けることとなった者

2 老人デイサービスセンターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 介護保険法第7条第11項の通所介護を受けることとなった者
- (2) 老人福祉法第10条の4第1項第2号の規定による便宜供与の措置を受けた者

3 在宅介護支援センターを利用できる者は、老人福祉法第20条の7の2の主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者とする。

4 保育所を利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 児童福祉法第24条の規定により保育を行うこととされた者
- (2) 第3条第4項第2号の事業の対象者

5 児童館を利用できる者は、児童福祉法第4条の児童とする。

6 老人憩の家を利用できる者は、本市に住所を有する60歳以上の者とする。

7 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、複合施設をその他の者に利用させることができる。

（入館の制限等）

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入所を拒み、又は退館若しくは退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第7条 複合施設を利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事業を利用する場合は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- (1) 特別養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターにおける介護福祉施設サービス等の事業
- (2) 保育所における第3条第4項第2号の事業

2 利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の事業を利用する場合 別表第3に定める額
- (2) 前項第2号の事業を利用する場合 別表第4から別表第6に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（費用の徴収）

第9条 市長は、第3条第1項第5号の事業を利用する者から月額として6,000円の範囲内において規則で定める費用を徴収することができる。

（利用許可の制限）

第10条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設

の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長又は指定管理者が不適当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第12条 利用者は、複合施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第13条 利用者は、複合施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、複合施設の管理を行わせるに最適な社会福祉法人を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が複合施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の

縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った複合施設の管理を安定して行う能力を有すること。

(4) 地域住民と一体となって児童に対する健全育成事業及び高齢者との交流事業を行うことができること。

2 前項の規定による指定は、複合施設の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、複合施設の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
- (2) 第3条各項に規定する事業の企画及び実施に関する業務
- (3) 複合施設の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。

2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 那覇市保育所設置及び管理条例（1964年那覇市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「平成 9 年那覇市条例第 39 号」を「平成 17 年那覇市条例第 47 号」に改める。

別表第 1（第 4 条関係）

名 称	利用時間
老人デイサービスセンター	午前 9 時から午後 4 時まで
保育所	午前 7 時から午後 10 時まで。ただし、次に掲げる日にあつては午前 8 時から午後 6 時まで。 (1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条の休日 (3) 12 月 29 日及び 30 日 (4) 6 月 23 日（慰霊の日）
児童館	午前 10 時から午後 6 時まで
老人憩の家	午前 10 時から午後 6 時まで

別表第 2（第 4 条関係）

名 称	休館日及び休所日
老人デイサービスセンター	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 3 条の休日 (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (4) 6 月 23 日（慰霊の日）
保育所	12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日までの日
児童館	(1) 国民の祝日に関する法律第 3 条の休日（こどもの日を除く。） (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (3) 6 月 23 日（慰霊の日）
老人憩の家	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律第 3 条の休日（敬老の日を除く。） (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日 (4) 6 月 23 日（慰霊の日）

別表第 3（第 8 条関係）

サービスの区分	利用者の区分	金 額
第 3 条第 1 項第 1 号の介護福祉施設サービス	介護保険法第 27 条に定める要介護認定を受けた者	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算定した額
第 3 条第 1 項第 3 号の短期入所生活介護	介護保険法第 27 条に定める要介護認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第 19号）により算定した額
	介護保険法第 32 条に定める要支援認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
第 3 条第 2 項第 1 号の通所介護	介護保険法第 27 条に定める要介護認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
	介護保険法第 32 条に定める要支援認定を受けた者	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

別表第 4（第 8 条関係）

延長保育促進事業

区 分	金 額		
	月曜日から金曜日利用（月額）	月曜日から土曜日利用（月額）	土曜日のみ利用（月額）
1 時間延長	2,500円	3,500円	1,000円
2 時間延長	5,500円	6,500円	3,000円
3 時間延長	6,500円	7,000円	3,500円
4 時間延長	7,500円	8,000円	4,500円
緊急・一時的な利用	延長開始から 1 時間は200円、その後は 1 時間につき 300円とする。		

別表第 5（第 8 条関係）

一時保育促進事業

区 分	金額(日額)		
	1 日利用	半日利用	
		食事あり	食事なし
2 歳未満児	1, 500円	900円	750円
2 歳以上児	1, 300円	800円	650円

別表第 6（第 8 条関係）

休日保育事業

区 分	金額（日額）	
2 歳未満児	1, 800円	同一の世帯で保育を受ける児童が 2 人以上いる場合は、低い方の額（全員が同額の場合は当該額）が適用される児童 1 人に限り、当該額の 10分の 8 の額とする。
2 歳以上児	1, 600円	

那覇市条例第48号

平成17年 9 月30日

那覇市シルバーワークプラザ条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市シルバーワークプラザ条例

那覇市シルバーワークプラザ条例（平成11年那覇市条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 健康で働く意欲のある高齢者に就業機会の便宜を供与し、高齢者の社会参加と福祉の増進を図るとともに、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するための活動拠点として、那覇市シルバーワークプラザ（以下「ワークプラザ」という。）を設置する。

（位置）

第2条 ワークプラザの位置は、那覇市首里末吉町4丁目6番地6とする。

（事業）

第3条 ワークプラザは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 高齢者に対する就業機会の提供
- （2） 高齢者に対する講習及び技能訓練
- （3） その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び休館日）

第4条 ワークプラザの利用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、第13条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 ワークプラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- （1） 日曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日
- （4） 6月23日（慰霊の日）

（利用できる者）

第5条 ワークプラザを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 社団法人那覇市シルバー人材センターの会員

- (2) その他指定管理者が適当と認める者

(入館の制限等)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第7条 ワークプラザを利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ワークプラザの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第10条 利用者は、ワークプラザを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、ワークプラザの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、ワークプラザの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容がワークプラザの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったワークプラザの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、ワークプラザの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、ワークプラザの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第15条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用許可に関する業務
 - (2) 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
 - (3) ワークプラザの維持管理に関する業務
 - (4) その他市長が必要と認める業務
- (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第13条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第49号

平成17年 9 月30日

那覇市立森の家みんな条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市立森の家みんな条例

那覇市立森の家みんな条例（平成14年那覇市条例第27号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市内にある自然の中での野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るため、末吉公園内に那覇市立森の家みんな（以下「森の家」という。）を設置する。

（位置）

第2条 森の家の位置は、那覇市首里儀保町4丁目79番地8とする。

（施設の構成）

第3条 森の家は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 研修室（大）
- (2) 研修室（小）
- (3) ちゅう房
- (4) 宿泊室
- (5) リーダー室
- (6) ピロティ
- (7) 屋上広場

（事業）

第4条 森の家は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然体験活動及び環境教育に関する事業
- (2) 集団宿泊生活に関する事業
- (3) その他教育委員会が必要と認める事業

（利用時間及び休所日）

第5条 森の家の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、宿泊を伴う利用については、この限りでない。

2 森の家の休所日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 火曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第1項の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

（利用できる者）

第6条 森の家を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、森の家の設置目的に沿う研修計画が定められている団体とする。この場合において、その員数については、教育委員会規則で定める。

- (1) 青少年（20歳未満の者をいう。以下同じ。）の団体（引率者がある場合に限る。）
- (2) 青少年関係指導者の団体
- (3) その他指定管理者が適当と認める団体

（入所の制限等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入所を拒み、又は退所を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 伝染性の疾患があると認められる者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第8条 森の家を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第9条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の免除）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除するものとする。

(1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が利用する場合

(2) 盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条の特殊学級をいう。）の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）に入所し、又は通っている者及びその引率者が利用する場合

(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が利用する場合

(6) 知的障害者（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。）及びその引率者が利用する場合

(7) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合

(2) 他の地方公共団体が主催する行事に利用する場合

(3) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合

（利用許可の制限）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、森の家の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第13条 利用者は、森の家を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第14条 利用者は、森の家の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第16条 教育委員会は、次に掲げるすべての要件を満たし、森の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が森の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮

減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った森の家の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、森の家の管理を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

3 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、森の家の管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 利用許可に関する業務

(2) 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務

(3) 森の家の維持管理に関する業務

(4) その他教育委員会が必要と認める業務

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、教育委員会規則で定める日から施行する。

2 第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 9 条関係）

宿泊料金

区 分	1 人 1 泊当たり	
	市 内	市 外
中学生以下	200円	300円
一般	400円	600円

備考 市内の欄は本市内に在住、在学又は在園している者に適用し、市外の欄はその他の者に適用する。

別表第 2（第 9 条関係）

施設利用料金

区 分	6 時間未満の利用 （1 時間当たり）		6 時間以上の利用	
	市 内	市 外	市 内	市 外
研修室（大）	500円	750円	3,000円	4,500円
研修室（小）	300円	450円	1,800円	2,700円
ちゅう房	500円	750円	3,000円	4,500円
宿泊室	200円	300円	1,200円	1,800円
リーダー室	100円	150円	600円	900円

備考

- 1 市内の欄は本市内に在住、在学又は在園している者を主たる構成員とする団体に適用し、市外の欄はその他の団体に適用する。
- 2 宿泊を伴う団体の施設利用料金は、無料とする。

那覇市条例第50号

平成17年 9 月30日

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例

那覇市精神障害者地域生活支援センター条例（平成14年那覇市条例第45号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域の精神保健及び精神障害者の福祉に関する各般の問題について総合的な支援を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第50条の2第1項第5号の精神障害者地域生活支援センターとして、那覇市精神障害者地域生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターの位置は、那覇市古波蔵4丁目7番7号とする。

（事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第50条の2第6項の相談、指導及び助言並びに日常生活の援助、地域交流事業等
- (2) その他市長が必要と認める事業

（利用時間等）

第4条 センターの利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、第9条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用時間を変更することができる。

2 センターは、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館することができる。

（入館の制限等）

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用許可を受けた者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(指定管理者の指定)

第9条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったセンターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、センターの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第11条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 利用許可に関する業務
- （2） 第3条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （3） センターの維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。
- 2 第9条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

那覇市条例第51号

平成17年 9 月30日

那覇市母子生活支援センター条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市母子生活支援センター条例

那覇市母子生活支援施設条例（平成14年那覇市条例第59号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童の福祉の増進を図るため、那覇市母子生活支援センターさくら（以下「さくら」という。）を設置する。

（位置）

第2条 さくらの位置は、那覇市首里鳥堀町4丁目99番地とする。

（事業）

第3条 さくらは、次に掲げる事業を行う。

- （1） 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護すること。
- （2） 前号に規定する者の自立の促進のためにその生活を支援すること。
- （3） その他市長が必要と認める事業

（利用時間及び開館日）

第4条 さくらは、24時間利用することができる。ただし、第15条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 2 さくらは、毎日開館する。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

（利用期間）

第5条 さくらの利用期間は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第3条第1号及び第2号に規定する事業の利用期間は、入所の日から2年以内とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを延長することができる。
- （2） 第3条第3号の事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを延長することができる。

（利用できる者）

第6条 さくらを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童
- (2) 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童
- (3) その他市長が適当と認める者
(利用許可)

第7条 さくらを利用しようとする者は、市長又は指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 市長又は指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第3条第1号及び第2号に規定する事業を利用する場合にあっては、市長に対しその利用に係る料金（以下「使用料」という。）を、同条第3号に規定する事業を利用する場合にあっては、指定管理者に対しその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 使用料の額は、別表の左欄に掲げる階層区分に応じ、同表の中欄に定める額とする。
- 3 利用料金は、別表の左欄に掲げる階層区分に応じ、同表の右欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 利用者は、使用料又は利用料金をそれぞれ市長又は指定管理者が定める日までに支払うものとする。
- 5 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(使用料の免除)

第9条 市長は、使用料の全部又は一部の負担が困難であると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用許可の制限)

第10条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、さくらの

利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他市長又は指定管理者が不適当と認めるとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（施設の変更禁止）

第12条 利用者は、さくらを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第13条 利用者は、さくらの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第14条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第15条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、さくらの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容がさくらの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿ったさくらの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、さくらの管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、さくらの管理を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第17条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第3条各号に規定する事業の企画及び実施に関する業務

(2) 利用許可に関する業務

(3) さくらの維持管理に関する業務

(4) その他市長が必要と認める業務

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。

2 第15条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第 8 条関係）

階層区分及び世帯区分				使用料の 額 (円／ 月)	利用料金 の上限額 (円／ 1 回)
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯			0	0
B 階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯			0	1, 100
C 階層	A階層及びB階層を除き前年分所得税非課税世帯でかつ前年度分市町村民税課税世帯			500	2, 800
D 階層	A 階層、B 階層及び C 階層を除く所得税課税世帯	第 1 階層	前年の所得税課税額が2, 999円以下の世帯	1, 000	
		第 2 階層	前年の所得税課税額が3, 000円以上4, 800円以下の世帯	1, 250	
		第 3 階層	前年の所得税課税額が4, 801円以上9, 600円以下の世帯	1, 500	
		第 4 階層	前年の所得税課税額が9, 601円以上16, 800円以下の世帯	1, 750	
		第 5 階層	前年の所得税課税額が16, 801円以上24, 000円以下の世帯	2, 100	
		第 6 階層	前年の所得税課税額が24, 001円以上32, 400円以下の世帯	2, 450	
		第 7 階層	前年の所得税課税額が32, 401円以上42, 000円以下の世帯	2, 800	
		第 8 階層	前年の所得税課税額が42, 001円以上の世帯	3, 000	

那覇市条例第52号

平成17年 9 月30日

那覇市 I T 創造館条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市 I T 創造館条例

那覇市 I T 創造館の設置及び管理に関する条例（平成15年那覇市条例第 8 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 情報通信産業を支援するとともに、企業及び市民の情報通信技術に関する知識及び技術の向上並びに地域の活性化に資するため、共同利用型のインキュベート（創業支援をいう。以下同じ。）施設を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 共同利用型のインキュベート施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市 I T 創造館	那覇市銘苅 2 丁目 3 番 6 号

（施設等の構成）

第 3 条 那覇市 I T 創造館（以下「I T 創造館」という。）は、次に掲げる施設及び設備をもって構成する。

（1） 使用施設

- ア 大会議室
- イ 研修室
- ウ インターネットコーナー
- エ インターネットカフェ

（2） 入居用施設

- ア 中核企業室
- イ O J T 企業室
- ウ インキュベート室

（3） 駐車場施設

- ア 一般駐車場
- イ 入居企業用駐車場

（4） 作業室

(5) 設備

ア サーバーラック

イ サーバーマシン

(事業)

第4条 IT創造館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報通信技術分野での新規事業及び新規創業活動の支援
- (2) 情報通信技術分野での人材育成を図るためのOJT（職場実務研修をいう。）活動の支援
- (3) 地域における情報通信技術の推進
- (4) その他市長が必要と認める事業

(利用時間及び休館日)

第5条 使用施設の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、第17条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 使用施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条の国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (4) 6月23日（慰霊の日）

(利用期間)

第6条 入居用施設の利用期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中核企業室及びOJT企業室の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年とする。ただし、市長が、必要があると認めるときは、更新することができる。
- (2) インキュベート室の利用期間は、利用許可を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して3年とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、1年を限度として期間を延長することができる。

(入館の制限等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、

又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者

(利用許可)

第8条 IT創造館を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用する者の選定)

第9条 中核企業室及びOJT企業室を利用する者の選定は、市長が行う。

- 2 インキュベート室を利用する者の選定は、指定管理者が行う。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その選定を行うことができる。
- 3 前2項の選定の基準は、規則で定める。

(利用料金)

第10条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第1から別表第7までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 月の中途において入居用施設、入居企業用駐車場又は設備の利用を開始し、又は終了する場合の当該月分の利用料金は、日割り計算によるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。
- 5 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、大会議室及び研修室の利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合

- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合
(利用許可の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、I T創造館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

2 入居企業用駐車場及び作業室を利用できる者は、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者とする。

3 設備を利用できる者は、入居用施設に入居している者及び入居用施設を退去して本市内に事業所を有している者とする。

(利用許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第14条 利用者は、I T創造館を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、I T創造館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第17条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、I T創造館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- （1） 市民の平等な利用が確保できること。
- （2） 事業計画書の内容が I T創造館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画書の内容に沿った I T創造館の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、I T創造館の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。

3 前項の申請は、規則で定める申請書に事業計画書その他の規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定により指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第18条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、I T創造館の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第19条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第20条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- （2） 利用許可に関する業務
- （3） I T創造館の維持管理に関する業務
- （4） その他市長が必要と認める業務

（運営審議会）

第21条 市長の諮問に応じ、I T創造館の運営に関する基本的事項を審議するため、那覇市 I T創造館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 6 人以内で組織する。

- 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年9月1日までの間において、規則で定める日から施行する。ただし、第21条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第17条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1（第10条関係）

入居用施設利用料金

区 分	金 額
中核企業室 O J T企業室 インキュベート室	月額2,300円／㎡

別表第 2 (第10条関係)

大会議室及び研修室利用料金

入場料による区分 (会費制を含む。)			金額 (円)						
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	時間単位 で利用す る 場 合 (1 時間 当たり)
			9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 21 時	9 時～ 17 時	13 時～ 21 時	9 時～ 21 時	
大会議室	1,050円未 満 (無料の 場合を含 む。)	平日	8,400	14,170	12,070	20,370	23,620	29,400	4,200
		土・日・ 祝祭日	9,660	16,060	13,650	24,040	28,350	33,490	4,720
	1,050円以 上2,100円 未満	平日	10,240	17,290	14,730	24,850	28,820	35,860	5,120
		土・日・ 祝祭日	11,780	19,590	16,650	29,330	34,580	40,860	5,760
	2,100円以 上3,150円 未満	平日	13,770	23,240	19,800	33,400	38,740	48,210	6,880
		土・日・ 祝祭日	15,840	26,340	22,380	39,430	46,490	54,930	7,740
	3,150円以 上	平日	15,030	25,370	21,610	36,460	42,280	52,620	7,510
		土・日・ 祝祭日	17,290	28,750	24,430	43,040	50,740	59,950	8,450
	1,050 円未 満 (無料の 場合を含 む。)	平日	10,500	15,750	15,330	23,620	27,930	35,280	5,250
		土・日・ 祝祭日	13,120	19,630	16,690	29,400	32,550	42,000	5,770
研 修 室	1,050円以 上2,100円 未満	平日	12,810	19,210	18,700	28,820	34,070	43,040	6,400
		土・日・ 祝祭日	16,010	23,950	20,360	35,860	39,710	51,240	7,040
	2,100円以 上3,150円 未満	平日	17,220	25,830	25,140	38,740	45,800	57,850	8,610
		土・日・ 祝祭日	21,520	32,200	27,370	48,210	53,380	68,880	9,470
	3,150円以 上	平日	18,790	28,190	27,440	42,280	49,990	63,150	9,390
		土・日・ 祝祭日	23,490	35,140	29,880	52,620	58,260	75,180	10,330

備考

- 1 1 時間未満の利用時間は、1 時間とみなす。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間を含むものとする。
- 3 入場料には、会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。
- 4 商業宣伝若しくは営利又はこれらに類する行為を目的として利用する場合は、入場料による区分3,150円以上の金額欄を適用する。

別表第 3（第10条関係）

空調に係る利用料金

区 分	金 額
大会議室	200円／時
研修室	200円／時

別表第 4（第10条関係）

入居企業用駐車場利用料金

入居企業用駐車場	月額5,250円／台
----------	------------

備考 入居企業用駐車場とは、I T創造館の駐車場のうち、入居用施設に入居している者又は指定管理者が特に必要があると認める者が事業活動に供するために利用する車両の駐車場として、企業の規模に応じてその利用を指定管理者が許可する駐車場をいう。

別表第 5（第10条関係）

作業室利用料金

作業室	日額1,000円
-----	----------

別表第 6（第10条関係）

サーバーラック利用料金

利用種別	月額（円）	
	入居企業	その他
1 ラック	36,750	47,770
2分の1 ラック	19,950	25,930
4分の1 ラック	10,500	13,650
1 ユニット	1,260	1,630

別表第 7（第10条関係）

サーバーマシン利用料金

区 分	月 額
入居企業	4,200円／台
その他	5,460円／台

那覇市条例第53号

平成17年 9 月30日

那覇市体育施設条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市体育施設条例

那覇市体育施設条例（平成15年那覇市条例第14号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため、体育施設を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置
那覇市民体育館	那覇市字識名1227番地
漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町37番1号
那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町2丁目70番地9

（施設の構成）

第3条 体育施設は、次に掲げる施設をもって構成する。

名 称	施 設 名
那覇市民体育館	メインアリーナ サブアリーナ トレーニングルーム 多目的室（兼卓球室） 会議室 役員選手控室 ステージ 観覧席 更衣室
漫湖公園市民庭球場	コート クラブハウス 更衣室
那覇市民首里石嶺プール	25メートルプール 幼児用プール トレーニングルーム

（事業）

第4条 体育施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーション等のための施設の提供に関する事業
- (2) スポーツ・レクリエーションの指導及び普及に関する事業
- (3) 健康及び体力づくりに関する事業
- (4) その他教育委員会が必要と認める事業

（利用時間及び休館日等）

第5条 体育施設の利用時間は、別表第1から別表第3までのとおりとする。ただし、第16条第1項の規定により教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

2 体育施設の休館日及び休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、若しくは開場し、又は休館し、若しくは休場することができる。

(1) 毎月第2及び第4火曜日（ただし、その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条の国民の祝日及び6月23日（慰霊の日）をいう。

（以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（利用期間）

第6条 予約利用（体育施設を予約して利用することをいう。以下同じ。）する期間は、引き続き5日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（入館の制限等）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者

(2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

（利用許可）

第8条 体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

（利用料金）

第9条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4から別表第11までに定める額の範囲内において、指定管

理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

- 3 利用料金は、指定管理者が定める日までに支払わなければならない。
- 4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の免除）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部を免除するものとする。

- (1) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）第2条に規定する給与を受けている者の保護する児童及び生徒が利用する場合
- (2) 盲学校、ろう学校及び養護学校の児童及び生徒並びに小学校及び中学校の特殊学級（学校教育法（昭和22年法律第26号）第75条の特殊学級をいう。）の児童及び生徒並びにその引率者が利用する場合
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条の児童福祉施設（保育所及び児童厚生施設を除く。）に入所し、又は通っている者及びその引率者が利用する場合
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者が利用する場合
- (6) 知的障害者（児童相談所若しくは知的障害者更生相談所の長又は精神科医により知的障害と認定された者をいう。）及びその引率者が利用する場合
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者が利用する場合
- (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその引率者が利用する場合
- (9) 沖縄県中学校体育連盟及び那覇地区中学校体育連盟並びに那覇市スポーツ少年団が主催する児童及び生徒を対象とした行事に予約利用する場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。この場合において、施設の利用料金の一部を免除するときは、照明設備及び冷房設備の利用料金を免除することができない。

- (1) 本市が主催又は共催する行事に予約利用する場合
- (2) その他指定管理者が特別の理由があると認める場合
(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

2 指定管理者は、中学生以下の者については、トレーニングルームの利用を許可しない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(施設の変更禁止)

第13条 利用者は、体育施設を利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、体育施設の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

（指定管理者の指定）

第16条 教育委員会は、次に掲げるすべての要件を満たし、体育施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- （1） 市民の平等な利用が確保できること。
- （2） 事業計画書の内容が体育施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- （3） 事業計画書の内容に沿った体育施設の管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の規定による指定は、体育施設の管理を行おうとするものの教育委員会に対する申請により行う。

3 前項の申請は、教育委員会規則で定める申請書に事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類を添付して行わなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

（指定管理者が行う管理の基準）

第17条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従い、体育施設の管理を行わなければならない。

（秘密を守る義務）

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第19条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 利用許可に関する業務
- （2） 第4条各号に掲げる事業の企画及び実施に関する業務
- （3） 体育施設の維持管理に関する業務
- （4） その他教育委員会が必要と認める業務

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成18年 9 月 1 日までの間において、教育委員会規則で定める日から施行する。
- 2 第16条に規定する指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第 1（第 5 条関係）

那覇市民体育館の利用時間

施設の種別	利用時間
メインアリーナ サブアリーナ トレーニングルーム 多目的室（兼卓球室） 会議室 役員選手控室 ステージ 観覧席	9 時～21 時
更衣室	9 時～21 時 30 分

備考 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。

別表第 2（第 5 条関係）

漫湖公園市民庭球場の利用時間

施設等の種別	利用期間	利用時間
コート	4 月 1 日～10 月 31 日	7 時～21 時
	11 月 1 日～翌年 3 月 31 日	8 時～21 時
照明設備	4 月 1 日～ 9 月 14 日	19 時～21 時
	9 月 15 日～翌年 3 月 31 日	18 時～21 時
クラブハウス		9 時～21 時
更衣室	4 月 1 日～10 月 30 日	7 時～21 時 30 分
	11 月 1 日～翌年 3 月 31 日	8 時～21 時 30 分

備考

- 1 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 2 照明設備については、利用日の気象の状況により、利用開始時間を早めることができる。

別表第3（第5条関係）

那覇市民首里石嶺プールの利用時間

施設の種別	利用時間
25メートルプール 幼児用プール	1 回目 10時～12時30分
	2 回目 13時～15時30分
	3 回目 16時～18時30分
	4 回目 19時～21時30分
トレーニングルーム	9 時～21時30分

備考 利用時間には、利用するための準備及び利用後の退場に要する時間を含むものとする。

別表第4（第9条関係）

那覇市民体育館の当日利用の利用料金

区 分		単 位	金額（円）
メインアリーナ サブアリーナ ト レーニングルーム 多目的室（兼卓 球室） 会議室 役員選手控室 ス テージ 観覧席	中学生以下	1 人 1 回 （2 時間以 内）	50
	高校生		100
	その他		150

備考 中学生以下の区分は、幼児、児童及び中学生に適用する。

別表第5（第9条関係）

那覇市民体育館の予約利用の利用料金（メインアリーナ及びサブアリーナ）

区 分				1 時間当たりの金額（円）	
				9 時 ～	その他の時間帯
				21時	又は超過時間
メイン アリー ナ	アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合		入場料を領収 しない場合	2, 121	2, 205
			入場料を領収 する場合	3, 192	3, 255
	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ション以 外に利用 する場合	入場料を 領収しな い場合	営利を目的と しない場合	3, 192	3, 255
			営利を目的と する場合	12, 516	12, 915
		入場料を 領収する 場合	営利を目的と しない場合	12, 516	12, 915
			営利を目的と する場合	24, 948	25, 725
サブア リーナ	アマチュアスポーツ 及びレクリエーショ ンに利用する場合		入場料を領収 しない場合	745	840
			入場料を領収 する場合	1, 123	1, 155
	アマチュ アスポー ツ及びレ クリエー ション以 外に利用 する場合	入場料を 領収しな い場合	営利を目的と しない場合	1, 123	1, 155
			営利を目的と する場合	4, 284	4, 515
		入場料を 領収する 場合	営利を目的と しない場合	4, 284	4, 515
			営利を目的と する場合	8, 568	9, 030

備考

- 1 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。
- 2 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- 3 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1又は4分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1又は4分の1の額とする。
- 4 入場料（会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。以下同じ。）を領収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の額は、当該催物1回（同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。）につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額をこの表の金額欄に定める額に加算した額とする。

別表第 6（第 9 条関係）

那覇市民体育館の予約利用の利用料金（他の施設及び設備）

区 分		単 位	金 額（円）			
			通常の場合		営利を目的とする 場合	
			9 時～ 21時	その他の 時間帯又 は超過時 間	9 時～ 21時	その他の 時間帯又 は超過時 間
第 1 会議室		1 時間	105	115	556	609
第 2 会議室			63	73	357	388
第 3 会議室			63	73	357	388
多目的室（兼卓球室）			136	147	777	850
役員選手控室		1 室 1 時間	42	47	262	294
ステージ		1 時間	147	168	840	924
観覧席			1, 365	1, 470	4, 515	4, 935
放送用設 備	メインアリーナ	1 回	3, 150			
	サブアリーナ		1, 050			
電光表示装置				1, 050		
冷房設備	会議室及び多目 的室	1 時間	378			
	役員選手控室		115			

備考

- 1 1 時間未満の利用時間は、1 時間とみなす。
- 2 メインアリーナをアマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合は、役員選手控室、ステージ及び観覧席の利用料金を免除する。ただし、入場料を領収する場合は、この限りでない。

別表第 7（第 9 条関係）

那覇市民体育館の予約利用の利用料金（照明設備）

区 分	単位	金額（円）			
		全点灯	700ルクス	500ルクス	300ルクス
メインアリーナ	1 時間	12,600	2,940	2,100	1,260
サブアリーナ		2,100	525	367	210

備考 メインアリーナ又はサブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が 2 分の 1、3 分の 1 又は 4 分の 1 のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の 2 分の 1、3 分の 1 又は 4 分の 1 の額とする。

別表第 8（第 9 条関係）

那覇市民体育館の予約利用の利用料金（体育用器具）

器 具 名		単 位	金額(円)
バレーボール用器具		1 組 1 回	105
バドミントン用器具			105
バスケットボール用器具	移動式		525
	固定式		210
卓球用器具			105
バウンドテニス用器具			210
テニス用器具			210
フットサル用器具			210
ハンドボール用器具			210

備考 器具には得点板、審判台等の備品類を含め、ラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。

別表第 9（第 9 条関係）

漫湖公園市民庭球場の利用料金（コート及び照明設備）

区 分	単 位	金 額（円）	
		コート	照明設備
高校生以下	1 コート 1 時間	140	280
その他		290	

備考

- 1 高校生以下の区分は、幼児、児童及び生徒に適用する。
- 2 適用区分が異なる者（全部免除対象者（第10条の規定により利用料金の全部を免除する者をいう。以下同じ。）を含む。）が同一コートを同時に利用する場合の額は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 高校生以下の区分の適用を受ける者及び全部免除対象者の合計人数が過半数の場合 高校生以下の区分の額
 - (2) 前号以外の場合 その他の区分の額

別表第10（第 9 条関係）

漫湖公園市民庭球場の利用料金（クラブハウス）

区 分	単 位	金 額（円）	
		9 時～21 時	その他の時間帯又は 超過時間
クラブハウス	1 時間	160	230
冷房設備			100

備考 1 時間未満の利用時間は、1 時間とみなす。

別表第11（第 9 条関係）

那覇市民首里石嶺プールの利用料金

区 分			単 位	金 額（円）
当日 利用	25メートル プール 幼 児用プール	幼児	1人1回（2時間 30分以内）	100
		小学生・中学生		200
		高校生		300
		その他		400
	トレーニン グルーム	高校生	1人1回（2時間 以内）	100
		その他		150
予約 利用	25メートルプール		1コース1時間 につき	1,050

備考

- 1 当日利用に係る11回利用分の回数券の額は、それぞれこの表の金額欄に定める額に10を乗じて得た額とする。
- 2 予約利用は、3コースを限度とする。ただし、指定管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

那覇市条例第54号

平成17年 9 月30日

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例（1951年那覇市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表(7)の項中「住民基本台帳の」の次に「一部の写しの」を加え、「1 世帯」を「1 件」に改める。

付 則

この条例は、平成17年11月 1 日から施行する。

那覇市条例第55号

平成17年 9 月30日

那覇市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例の一部を改正する条例

那覇市公園条例（1970年那覇市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 公園の管理（第 3 条—第14条）

第 3 章 有料の公園施設（第15条—第17条）

第 4 章 雑則（第18条—第20条）

第 5 章 罰則（第21条—第23条）

付則

第 3 条第 4 項中「第 1 項又は」を「同項又は」に改める。

第 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「前条第 1 項」に改める。

第12条の次に次の 5 条を加える。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第12条の 2 法第27条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- （1） 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- （2） 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- （3） 保管した工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示方法）

第12条の 3 法第27条第 5 項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- （1） 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- （2） 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、その掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者そ

の他当該工作物等について権原を有する者（第12条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を那覇市公報に登載すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価方法）

第12条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第12条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める契約の手続により行うものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第12条の6 市長は、法第27条第4項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により保管した工作物等（法第27条第6項（法第33条第4項において準用する場合を含む。）の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によってその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第14条中「次条第1項若しくは第2項」を「第16条第1項若しくは第2項」に改める。

第17条の2中「体育館」を「那覇市民体育館」に、「クラブハウス並びに旭ヶ丘公園内のシャワー施設」を「末吉公園内の那覇市立森の家みんな」に改める。

第18条第4号を次のように改める。

- （4）法第26条第2項若しくは第4項又は法第27条第1項若しくは第2項の規定による必要な処置を命ぜられた者が、その命ぜられた処置を完了したとき。

第18条第 6 号を次のように改める。

- (6) 第12条第 1 項又は第 2 項の規定による必要な処置を命ぜられた者が、その命ぜられた処置を完了したとき。

別表第 2 中漫湖公園古波蔵側多目的広場及び天久公園多目的広場の照明施設の項を漫湖公園古波蔵側多目的広場及び新都心公園多目的広場の照明施設の項とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第56号

平成17年 9 月30日

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例（1972年那覇市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「第31条の4第1号」を「第31条の4第2項第1号」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（燃料電池発電設備）

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第51条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号並びに第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで（第7号を除く。）並びに第2項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低

下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

- 5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

第12条の見出しを「(内燃機関を原動力とする発電設備)」に改め、同条中「による」を「を原動力とする」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）及び第18号の3、前条第1項第7号、第8号及び第10号並びに第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

- (1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。
- (2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

- 5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

第17条の2第1項中「使用する設備」の次に「(燃料電池発電設備を除く。)」を加え、第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

第17条の2第2項及び第3項を削る。

第27条中「第31条の2第1号、第11号から第19号まで及び第21号から第26号まで並びに第31条の4第11号」を「第31条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第31条の4第1項」に改める。

第29条の5に次の3号を加える。

- (3) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (5) 第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第51条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号中「による発電設備(固定して用いるものに限る。)」を「を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの(第12条第4項に定めるものを除く。)」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 燃料電池発電設備(第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。)

付 則

第1条 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第3条第4項及び第27条の改正規定 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号)附則第1条第1号に規定する日
- (2) 第29条の5に3号を加える改正規定 平成19年4月1日

第2条 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電

池発電設備のうち、改正後の那覇市火災予防条例（以下「新条例」という。）第8条の3に定める基準に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

第3条 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備のうち、新条例第12条に定める基準に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に附属する煙突のうち、新条例第17条の2に定める基準に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

那覇市条例第57号

平成17年9月30日

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例（昭和47年那覇市条例第69号）の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「職員以外の地方公務員又は」を削り、「（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）」を「、職員以外の地方公務員又は国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）その他市長が定める法人の職員（以下「国家公務員等」という。）（国立大学法人その他市長が定める法人の職員にあつては、当該法人の要請に応じた者に限る。）」に、「職員以外の地方公務員等として」を「国家公務員等として」に改め、同項ただし書中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体、国立大学法人その他市長が定める法人」に改める。

第17条（見出しを含む。）並びに付則第8項及び第10項から第12項までの規定中「職員以外の地方公務員等」を「国家公務員等」に改める。

付則第20項中「（平成15年法律第112号）」及び「同法第2条第1項に規定する」を削り、「同条」を「同法第2条」に改め、「在職した後」の次に「、当該国立大学法人等の要請に応じることなく」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第58号

平成17年 9 月30日

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市印鑑条例の一部を改正する条例

那覇市印鑑条例（昭和51年那覇市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録の証明」に改める。

第17条の見出しを「（自動交付機等による印鑑登録の証明の申請）」に改め、同条中「自動交付機」の次に「又は証明書簡易申請機」を、「印鑑登録証」の次に「又は那覇市住民基本台帳カード利用条例（平成17年那覇市条例第37号）第1条の住民基本台帳カード」を加え、「印鑑登録証明」を「印鑑登録の証明」に改める。

第18条第1項及び第21条の見出し中「印鑑登録証明」を「印鑑登録の証明」に改める。

付 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

那覇市条例第59号

平成17年 9 月30日

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例（昭和52年那覇市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の項中

「	琉球王尚家伝来品修復検討委員会	琉球王尚家伝来品の修復の検討に 関すること。	を
			」
「	那覇市琉球王尚家伝来品修理等審議会	琉球王尚家伝来品等の修理、保存 及び公開に関すること。	に、
			」
「	那覇市公共事業評価監視委員会	公共事業に対する本市の再評価の 対応方針に関すること。	を
			」
「	那覇市公共事業評価監視委員会	公共事業に対する本市の再評価の 対応方針に関すること。	に
	那覇市建設管理部及び都市計画部指 定管理者選定委員会	建設管理部又は都市計画部の所管 する公の施設の指定管理者の選定 に関すること。	
			」

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第60号

平成17年 9 月30日

那覇市船揚場施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市船揚場施設条例の一部を改正する条例

那覇市船揚場施設条例（平成 5 年那覇市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条を削り、第12条を第11条とする。

付 則

この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。